

東京都台東区空家等の適正管理に関する条例施行規則

平成 29 年 3 月 27 日

台東区規則第 3 号

(趣 旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び東京都台東区空家等の適正管理に関する条例(平成29年3月台東区条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 条例第5条の規定による情報の提供は、空家等に関する情報提供書(第1号様式)を東京都台東区長(以下「区長」という。)に提出するほか、口頭その他の方法により行うことができる。

(空家等対策審議会の会長)

第4条 条例第6条第1項に規定する東京都台東区空家等対策審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(審議会の幹事及び庶務)

第6条 審議会に、区長が区職員のうちから任命する幹事を置く。

- 2 審議会の庶務は、都市づくり部建築課において処理する。

(空家等の台帳)

第7条 区長は、法第9条第2項の規定による調査の結果に基づき、空家等に関する情報を空家等管理台帳(第2号様式)に記載するものとする。

(立入調査)

第8条 法第9条第3項の規定による立入調査の通知は、法第9条第3項の規定による立入調査実施通知書(第3号様式)により行うものとする。

- 2 条例第9条第3項の規定による立入調査の通知は、あらかじめ当該空家等の所有者等に対して、条例第9条第3項の規定による立入調査実施通知書(第4号様式)により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、立入調査後に、当該空家等の所有者等に対して通知しなければならない(あらかじめ当該空家等の所有者等に対して通知する場合を除く)。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該空家等の所有者等に通知することが困難であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

4 法第9条第4項及び条例第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査証(第5号様式)とする。

(助言又は指導)

第9条 区長は、法第13条第1項の規定による指導をするときは、指導書(第6号様式)により行うものとする。

2 区長は、法第22条第1項の規定による助言をするときは、口頭又は文書により行い、同項の規定による指導をするときは、指導書(第6号の2様式)により行うものとする。

(勸告)

第10条 区長は、法第13条第2項の規定による勸告をするときは、勸告書(第7号様式)により行うものとする。

2 区長は、法第22条第2項の規定による勸告をするときは、勸告書(第7号の2様式)により行うものとする。

(命令)

第11条 区長は、法第22条第3項の規定による命令をするときは、命令書(第8号様式)により行うものとする。

2 法第22条第4項の規定による通知書は、命令に係る事前の通知書(第9号様式)とする。

(標識等の設置による公示)

第12条 法第22条第13項の標識は、第10号様式による。

2 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省・国土交通省令第1号)に規定するその他の適切な方法は、東京都台東区公告式条例(昭和25年9月台東区条例第12号)第2条第2項に定める掲示場への掲示とする。

(代執行)

第13条 法第22条第9項の規定による代執行(以下「代執行」とい

う。)を行う場合における行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(第11号様式)により行うものとする。

2 代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(第12号様式)により行うものとする。

3 代執行を行う場合における行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証(第13号様式)とする。

(緊急安全措置)

第14条 条例第9条第6項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書(第14号様式)により行うものとする。

(委 任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年3月26日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区空家等の適正管理に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第5号様式による立入調査証又は第13号様式による執行責任者証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の東京都台東区空家等の適正管理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第5号様式による立入調査証又は第13号様式による執行責任者証とみなす。

3 新規則第12号様式の規定は、施行日以後に設置する標識について適用し、同日前に設置された標識については、なお従前の例による。

- 4 この規則施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和7年6月 25 日規則第 67 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区空家等の適正管理に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。